和泉障福第 2357 号
令和 8 年 10 月 9 日

移動支援事業をご利用の皆様

和泉市福祉事務所長
（ 公 印 省 略 ）

和泉市移動支援事業ガイドライン、ガイドラインＱ＆Ａの一部改正について（案内）

日頃より本市障がい福祉行政へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび、標記ガイドライン及びガイドラインＱ＆Ａの一部を改正し、移動支援事業の利用に関する内容の変更及び利用にかかる**単価を令和 8 年 10 月 1 日より増額変更**します。

記

**1. 単価変更**（変更箇所を朱記しています。）

| サービス種別<br>（支援者：利用者） | 単価<br>（算定数１あたり） | 利用者の自己負担額<br>（算定数１あたり） | 初動加算<br>（利用者負担なし） |
|---|---|---|---|
| 1：1 | 2,000 円 | 200 円 | 600 円 |
| 1：2 | 1,300 円 | 130 円 | 300 円 |
| 1：3 | 1,000 円 | 100 円 | 200 円 |
| 1：4 | 800 円 | 80 円 | 150 円 |
| 通所・通学 | 1,200 円 | 120 円 | 無 |

**2. 移動支援事業ガイドライン及びガイドラインＱ＆Ａの変更**
ガイドライン及びガイドラインＱ＆Ａの変更点につきましては、別紙をご参照ください。

**3. 変更日**　令和 8 年 10 月 1 日

別紙

ガイドラインおよびガイドラインＱ＆Ａの改正により、移動支援事業の使用範囲を拡充し、利用者の皆様が社会参加しやすくなるように制度設計を行いました。改正前は利用可能範囲を文章で記載していましたが、改正後は使用可能範囲を表でまとめ、ガイドラインを分かりやすく表示できるように工夫しました。以下に、主な変更箇所の一例を掲載いたします。

| | 令和８年９月30日まで | **令和８年10月１日から** |
|---|---|---|
| １日の利用時間 | 基本的には１日８時間以内です。 | 特に定めはありません。<br>利用者の希望する外出先や利用者の状況等を踏まえ、移動支援計画書に基づき、行き先、時間等を決めてください。 |
| 複数の目的地 | 可能です。<br>ただし、目的地のうち、一箇所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定対象となりません。 | 可能です。<br>ただし、目的地のうち、移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合、その目的地における支援については算定対象となりません。 |
| 冠婚葬祭 | 利用できません。<br>身内の冠婚葬祭は原則不可です。親族が多数集まる場と想定されるので、自助・共助の範疇と考えます。ただし、特段の理由がある場合は、個別に市へ相談してください。 | 利用できます。 |
| 電動車椅子の方の利用 | 利用できません。<br>電動車いすの給付目的は移動が自立できることにあります。したがって、移動支援を利用する対象者ではありません。しかし、外出先での食事や排泄の介助が必要等、相当の理由がある場合は例外的に利用可能ですので、個別に市へ相談してください。 | 利用できます。 |
| 入院中の利用 | 原則不可ですが、外泊中のみ利用可能です。<br>入退院時の付き添いは、移動支援ではなく、介護給付の通院等介助の対象と考えられます。したがって、入院中の外出および外泊時の病院・自宅間の送迎には利用できません。 | 入院中の外泊や、入退院時において移動支援の対象となる他の目的地に立ち寄る場合は、移動支援が利用可能です。ただし、上記以外の入退院時の付き添いは、移動支援ではなく、介護給付の通院等介助をご利用ください。 |
| 宿泊を伴う旅行 | 利用できます。<br>ただし、事前に旅行の行程表（予定）およびサービス提供プランを市に提出し、市が承認した範囲での請求となります。請求の際にも、旅行の行程表（実績）を提出して頂きます。就寝・休憩・待機時間等は対象となりません。<br>また、宿泊の有無に関わらず、公共交通機関を利用する場合の「乗車中の時間」に関して<br>～以下略～ | 利用できます。<br>ただし、ヘルパーの休憩時間等は算定対象外となります。見守り等の具体的な支援を行っている場合のみ算定対象となります。利用者と事業者の間で旅行の移動支援計画書を作成し、旅行前に市に提出して相談してください。 |